

平成20年11月7日

各 位

会 社 名 株式会社シャルレ

代表者名 取締役兼

代表執行役社長 林 勝哉

(コード番号 9885 大証第二部)

問合せ先 IR担当執行役 岡本 雅文

TEL (078) 792-7431

公開買付者らからの「公開買付期間の延長及び公開買付開始公告等の
記載内容の訂正に関するお知らせ」について

有限会社サザンイーグル及び有限会社オットー（これらを総称して「公開買付者ら」といいます。）による当社普通株式に対する公開買付けについて、公開買付者らから、別紙のとおり「公開買付期間の延長及び公開買付開始公告等の記載内容の訂正に関するお知らせ」が提出されましたのでお知らせいたします。

以 上

平成20年11月7日

各位

会社名：有限会社 サザンイーグル
代表者名：代表取締役 古庄秀樹

会社名：有限会社 オットー
代表者名：代表取締役 古庄秀樹

公開買付期間の延長及び公開買付開始公告等の記載内容の訂正 に関するお知らせ

有限会社サザンイーグル（以下「サザンイーグル」といいます。）及び有限会社オットー（以下「オットー」といい、サザンイーグルと総称して又は個別に「公開買付者」といいます。また、これらを総称して「公開買付者ら」ということがあります。）は、株式会社シャルレ（以下「対象者」といいます。なお、対象者は、平成20年10月1日付で商号を「株式会社テン・アローズ」から「株式会社シャルレ」に変更しております。）の普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関して、平成20年9月22日付で提出した公開買付届出書の記載事項（平成20年10月21日付及び平成20年10月29日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により追加・訂正された事項を含みます。以下同様です。）を訂正し、また、本公開買付けに係る買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）の延長を行うために、平成20年11月7日付で訂正届出書を提出いたしました。

これに伴い、公開買付期間の延長、並びに、平成20年9月22日付の公開買付開始公告及び平成20年10月29日付「公開買付条件等の変更の公告」（以下「公開買付開始公告等」と総称します。）に記載した内容の訂正に関して、下記のとおり、お知らせいたします。なお、かかる公開買付期間の延長については、本日付で公開買付条件等の変更の公告（電子公告（電子公告アドレス <http://info.edinet-fsa.go.jp/>）を行い、その旨等を日本経済新聞に遅滞なく掲載する予定です。）をいたしますので、併せてお知らせいたします。

記

I. 公開買付期間の延長

公開買付者は、平成20年9月22日から平成20年11月5日を公開買付期間として本公開買付けを開始いたしましたが、平成20年10月29日付「公開買付期間の延長、公開買付開始公告の訂正及び訂正届出書の提出に関するお知らせ」にて公表したとおり、平成20年10月29日付で、公開買付期間の末日を平成20年11月13日まで延長いたしました。

その後、対象者は、平成20年10月31日付で「当社株式に対する公開買付けに関する賛同意見表明に至るまでの手続経過等の調査に関する第三者委員会調査結果の報告について」を公表し、ま

た、平成20年11月7日付で「当社株式に対する公開買付けに関する意見の再表明について」を公表するとともに、同日付で、意見表明報告書の訂正報告書を提出いたしました（以下、かかる対象者による公表又は訂正報告書の提出を併せて、「本開示」といいます。）。

本開示を受けて、公開買付者は、本公開買付けに係る公開買付届出書の記載事項を訂正するとともに、公開買付期間の末日を平成20年11月28日まで延長いたします。

II. 公開買付開始公告等の記載内容の訂正の内容

公開買付開始公告等に記載した内容を以下のとおり訂正いたします。なお、訂正箇所には下線を付してあります。

<p>1. 公開買付けの目的</p> <p>(3) 本公開買付けの概要</p> <p>(訂正前)</p> <p><省略></p> <p><u>なお、対象者は、平成20年9月19日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同することを決議しております。また、対象者は、その保有する自己株式を本公開買付けに一切応募しないことを合意しております。</u></p> <p><後略></p> <p>(訂正後)</p> <p><省略></p> <p>対象者は、平成20年9月19日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同することを決議いたしました。その後、<u>対象者は、下記(5)「買付価格の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、平成20年11月7日開催の取締役会において、本公開買付けについての賛同の意見を一旦、撤回して、意見の再表明までの間、意見を留保することとし、外部の専門家による利益計画の再検証を行った上、これを踏まえて、平成20年11月19日を目処として意見の再表明を行うことを決議いたしました。なお、対象者は、その保有する自己株式を本公開買付けに一切応募しないことを合意しております。</u></p> <p><後略></p> <p>(5) 買付価格の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置</p> <p>(訂正前)</p> <p><省略></p> <p>(注5) 対象者は、平成20年4月の取締役会で承認を受けた中期利益計画を基に、同年7月に事業計画を作成いたしました。当該事業計画は、取締役会の承認を</p>
--

得たものではなかったため、社外取締役が、同年8月、9月に当該事業計画の実現可能性を継続的に検討いたしました。その結果を踏まえて作成した事業計画の数字を取締役会で決議しております。

② 価格の適正性を担保する客観的状況の確保

公開買付者らは、法に定められた買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）の最短期間が20営業日であるところ、本公開買付けにおける公開買付期間を30営業日と設定しております。このように公開買付期間を比較的長期間に設定することにより、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者ら以外にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付価格の適正性の担保とすることを企図しております。また、公開買付者らは本公開買付けについて、対象者の自己株式を除く発行済株式総数（19,380,335株）から公開買付者らが保有する株式の数（5,383,482株）及び本公開買付けに応募する旨の合意をしている創業家一族が保有する株式の数（5,413,124株）を控除した数のうちその過半数に相当する数（4,291,865株）の応募がなければ公開買付けが成立しない水準に買付予定数の下限を設定することにより、公開買付者ら及び創業家一族以外の過半数の株主の皆様の賛同が得られない場合には本取引を行わないこととし、対象者の株主の皆様の意思を重視しております。なお、本ファンド等及び公開買付者らは、対象者との間で、対象者が本ファンド等又は公開買付者らの対抗者と接触することを一切禁止するような合意を行っておりません。

(訂正後)

<省略>

(注5) 対象者は、平成20年4月の取締役会で承認を受けた中期利益計画を基に、同年7月に事業計画を作成いたしました。当該事業計画は、取締役会の承認を得たものではなかったため、社外取締役が、同年8月、9月に当該事業計画の実現可能性を継続的に検討いたしました。その結果を踏まえて作成した事業計画の数字を取締役会で決議しております。

その後、対象者は、平成20年10月26日開催の取締役会において、賛同の意見を表明することを決定するまでの手続経過等に関して内部通報等がなされたことを踏まえ、渡辺徹弁護士（北浜法律事務所・外国法共同事業）を委員長とする外部の独立した第三者委員会（以下「委員会」といいます。）を設置し、かかる内部通報の真偽を含め、かかる手続経過等の事実関係の調査及びその評価を依頼することを決議いたしました。そして、当該第三者委員会の調査結果を受け、対象者は、平成20年11月7日開催の取締役会において、①本公開買付けについての賛同の意見を一旦、撤回して、意見の再表明までの間、意見を留保すること、並びに、②あらためて、意思決定過程における透明性・公正性を最大限確保して、株式価値算定を行う際の基礎数値である利益計画の再検証を行った上、この結果を踏まえて、平成20年11月19日を目処として本公開買付けについての意見の再表明を行うことを決議しました。具体的には、佐藤明夫（佐藤総合法律事務所・弁護士）を

委員長とし、松林光男（ワク・コンサルティング株式会社・代表取締役／エグゼクティブ
コンサルタント）、戸川信義（コンピタント税理士法人・公認会計士／税理士）を委員と
する外部の専門家による検証委員会（以下「検証委員会」といいます。）を設置し、検証
委員会によって、かかる利益計画の再検証を行った上、この結果を踏まえて、本公開買付
けについての意見の再表明を行う予定です。

なお、林勝哉氏及び林宏子氏は、上記の平成 20 年 10 月 26 日及び 11 月 7 日開催の取
締役会の審議及び決議には参加していません。かかる取締役会の審議及び決議には、こ
の 2 名を除く取締役 3 名（いずれも社外取締役）の全員が出席し、審議及び決議に参加し
た対象者の取締役全員一致で上記の決議が行われております。

② 価格の適正性を担保する客観的状況の確保

公開買付者は、法に定められた買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）の
最短期間が 20 営業日であるところ、本公開買付けにおける公開買付期間を 30 営業日と設
定しております。また、その後、公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴い、必要に応じ
て公開買付期間の延長を行っております。このように公開買付期間を比較的長期間に設定
し、また、必要に応じて公開買付期間を延長することにより、対象者の株主の皆様に対し
て本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者ら以外にも
対抗的な買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付価格の適正性の担保とす
ることを企図しております。また、公開買付者らは本公開買付けについて、対象者の自己
株式を除く発行済株式総数（19,380,335 株）から公開買付者らが保有する株式の数
（5,383,482 株）及び本公開買付けに応募する旨の合意をしている創業家一族が保有する株
式の数（5,413,124 株）を控除した数のうちその過半数に相当する数（4,291,865 株）の
応募がなければ公開買付けが成立しない水準に買付予定数の下限を設定することにより、
公開買付者ら及び創業家一族以外の過半数の株主の皆様の賛同が得られない場合には本取引
を行わないこととし、対象者の株主の皆様を重視しております。なお、本ファンド
等及び公開買付者らは、対象者との間で、対象者が本ファンド等又は公開買付者らの対抗
者と接触することを一切禁止するような合意を行っておりません。

2. 公開買付けの内容

(3) 買付け等の期間

(訂正前)

- ① 届出当初の期間 平成 20 年 9 月 22 日（月曜日）から
平成 20 年 11 月 13 日（木曜日）まで（36 営業日）

(訂正後)

- ① 届出当初の期間 平成 20 年 9 月 22 日（月曜日）から
平成 20 年 11 月 28 日（金曜日）まで（46 営業日）

(訂正前)

(11) 決済の開始日 平成 20 年 11 月 21 日 (金曜日)

(訂正後)

(11) 決済の開始日 平成 20 年 12 月 8 日 (月曜日)

3. 対象者又はその役員との本公開買付けに関する合意の有無

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との合意の有無及び内容

(訂正前)

本公開買付けについては対象者の取締役会により賛同を得ております。また、対象者は、その保有する自己株式を本公開買付けに一切応募しないことを合意しております。

<後略>

(訂正後)

対象者は、平成20年9月19日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同することを決議いたしました。その後、対象者は、下記(3)「買付価格の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、平成20年11月7日開催の取締役会において、本公開買付けについての賛同の意見を一旦、撤回して、意見の再表明までの間、意見を留保することとし、外部の専門家による利益計画の再検証を行った上、これを踏まえて、平成20年11月19日を目処として意見の再表明を行うことを決議いたしました。なお、対象者は、その保有する自己株式を本公開買付けに一切応募しないことを合意しております。

<後略>

(3) 買付価格の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

(訂正前)

<省略>

(注) 対象者は、平成 20 年 4 月の取締役会で承認を受けた中期利益計画を基に、同年 7 月に事業計画を作成いたしました。当該事業計画は、取締役会の承認を得たものではなかったため、社外取締役が、同年 8 月、9 月に当該事業計画の実現可能性を継続的に検討いたしました。その結果を踏まえて作成した事業計画の数字を取締役会で決議しております。

(訂正後)

<省略>

(注) 対象者は、平成 20 年 4 月の取締役会で承認を受けた中期利益計画を基に、同年 7 月に事業計画を作成いたしました。当該事業計画は、取締役会の承認を得たものではなかったため、社外取締役が、同年 8 月、9 月に当該事業計画の実現可能性を継続的に検討いたしました。その結果を踏まえて作成した事業計

画の数字を取締役会で決議しております。

その後、対象者は、平成20年10月26日開催の取締役会において、賛同の意見を表明することを決定するまでの手続経過等に関して内部通報等がなされたことを踏まえ、委員会を設置し、かかる内部通報の真偽を含め、かかる手続経過等の事実関係の調査及びその評価をすることを決議いたしました。そして、委員会の調査結果を受け、対象者は、平成20年11月7日開催の取締役会において、①本公開買付けについての賛同の意見を一旦、撤回して、意見の再表明までの間、意見を留保すること、並びに、②あらためて、意思決定過程における透明性・公正性を最大限確保して、株式価値算定を行う際の基礎数値である利益計画の再検証を行った上、この結果を踏まえて、平成20年11月19日を目処として本公開買付けについての意見の再表明を行うことを決議しました。具体的には、検証委員会を設置し、検証委員会によって、かかる利益計画の再検証を行った上、この結果を踏まえて、本公開買付けについての意見の再表明を行う予定です。

なお、林勝哉氏及び林宏子氏は、上記の平成20年10月26日及び11月7日開催の取締役会の審議及び決議には参加しておりません。かかる取締役会の審議及び決議には、この2名を除く取締役3名（いずれも社外取締役）の全員が出席し、審議及び決議に参加した対象者の取締役全員一致で上記の決議が行われております。

Ⅲ. その他

上記の公開買付期間の延長がなされる以前に既に応募された株券についても、延長後の買付条件等により買付けを行います。

以上